

東京都北区社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱

24北福健第2291号

平成25年2月15日区長決裁

改正27北福健第2677号

平成28年3月16日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区長が社会福祉法人の設立を認可するに当たり、当該法人の適格性等を審査するために設置する東京都北区社会福祉法人設立認可審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 審査委員会は、健康福祉部内に設置する。

(構成)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 教育委員会事務局子ども未来部長
- (3) 健康福祉部健康福祉課長
- (4) 健康福祉部健康推進課長
- (5) 健康福祉部生活福祉課長
- (6) 健康福祉部高齢福祉課長
- (7) 健康福祉部障害福祉課長
- (8) 健康福祉部介護保険課長
- (9) 教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長
- (10) 教育委員会事務局子ども未来部保育課長

(委員長等)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は教育委員会事務局子ども未来部長の職にある者をもって充てる。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 審査委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 審査委員会及び審査資料は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審査委員会における庶務は、健康福祉部健康福祉課健康福祉係において処理する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月16日区長専決27北福健第2677号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。